

AIJA (International Association of Young Lawyers) について

本稿では、世界約80カ国から3,000名以上の各国法曹を会員として有するAIJAについて報告させていただきます。AIJAは、若手法曹を会員とする世界的な組織としては、世界で唯一の法曹協会になります。

1 AIJAについて

AIJAは、全世界における若手法曹の互いに対する尊敬を育み、交流や相互協力を促進するために、1962年にルクセンブルクにおいて創設されました。それ以来、活動範囲は拡大を続け、現在では、東ヨーロッパを含むヨーロッパ全域に加え、北米、中南米、アフリカ、中東、アジアからも多数の参加があります。2012年に創立50周年を迎えました。AIJAの特徴としては、次代を担う、キャリアの形成過程にある若手法曹に焦点を当てており、正会員の資格として45歳以下という年齢制限がある他、プログラムの構成も若手法曹のニーズに合わせて工夫されています。AIJAの運営は、各国法曹の活発な参加により担われており、執行委員会のメンバーは、会員選挙により選出された48名のメンバー(任期は3年で毎年16名が選挙により選出されます)により構成されるなど、国際色のある透明性の高い制度運営がなされています。AIJAでは、毎年1回、1年間の活動成果についてレポートを公表している他、数年に1回、活動計画を策定し、公表しております。AIJAの現在の活動の焦点はアジア地域となっており、アジア諸国の中のリーダーとして日本からの法曹の参加も強く期待されています。

2 AIJAの活動内容について

AIJAには、約20の専門委員会があります。それらの専門委員会には、独禁法、金融法、企業買収、環境法、倒産法、国際訴訟、労働法、不動産法、税法、知的財産法等の各種法分野に

特化した委員会に加え、企業内弁護士委員会、人権委員会、一般民事業務の国際的側面に焦点を当てた委員会、さらには、若手法曹が身につけるべき法曹としてのスキル、キャリア形成、リーダーシップをテーマとする委員会もあります。会員はいずれの委員会に参加することも自由で、会員には積極的な委員会への参加及び他の法曹との交流が奨励されています。

AIJAでは、毎年8月に開催される年次総会(4日間程度の日程で開催されます)の他、世界各地で、毎年20以上の国際会議(通常1日から1日半程度の日程で行われます)が開催されています。2013年4月にはシンガポールにおいて国際会議が開催される他、今後はアジア地域での国際会議の開催も増えるものと思われます。

AIJAでは、年次総会や国際会議での発表者やパネリスト、レポートの提出や委員会の運営への参加など、会員による積極的な参加が奨励されており、プログラムの構成も会員相互の交流を促進するように工夫されています。例えば、年次総会に行われる発表の準備は通常1年以上前から開始され、3名程の主担当弁護士が、20カ国程度の各国弁護士と連絡を取り合いながら、特定のテーマについて各国法制度の調査、レポートの作成、レポートの比較分析等を行い、発表当日に向けた準備を行います。また、当日の発表自体も、一方的な講義形式ではなく、聴衆者側でも各国弁護士がその場でチームを組んで回答する場面もあり、発表の準備や発表の過程における各国弁護士との共同作業や議論を通じて、様々な国における法制度の違いや他国弁護士とのコミュニケーションを、実体験を通じて学ぶことができます。

発表準備の進捗状況や発表内容はAIJAの審査委員によりチェックされており、成果物につ

いては書籍として出版されることがある他、内容的に質の高い発表やレポートに対してはAIJAより表彰がなされます。2012年の年次総会では、日本からの会員もパネリストとして発表に参加した他、不動産投資の留意点についての日本からのレポートがAIJAの賞を得ました。レポートの提出者については、各専門委員会やAIJAのネットワークを通じて、年次総会の1年程前から各テーマごとに募集があります。

3 AIJAと日本からの法曹の関わりについて

日本企業の海外進出が進む中、日本の法曹による海外法務支援の重要性が高まっています。もともと、海外法務支援を行うためには、海外の法制度に対する比較法的な理解、海外法曹との信頼ある人的ネットワーク、世界の各地域におけるコミュニケーションや交渉の仕方の違い等についての理解が必要になってくるものと思われます。この点、AIJAでは、1つの発表について、様々な国の会員から提出されるレポートを比較分析するプロセスが取られているなど、なるべく多くの国の法曹が関与し、相互にコミュニケーションを取ることを促進するような仕組みが随所に採用されています。また、年次総会の開催期間中は、各種委員会の報告やワークショップにより日中のスケジュールがびつりと詰まっていますが、各国の弁護士が自己紹介や名刺交換をする交流の時間も設けられており、各々が盛んにネットワークの構築に励んでいます。

また、AIJAは、若手法曹が主な参加メンバーとなっていることもあります。その活動は活気に溢れています。さらに、AIJAでは、キャリアの形成過程にある同世代の法曹と交流を行うことから、活動を通じて、仕事上の関係のみならず、人生を通じて信頼できる友を得ることができます。私自身は、所属事務所の先輩弁護

士を通じてAIJAの存在を初めて知り、2011年の年次総会から参加しましたが、AIJAにおける発表の質の高さや各国法曹の精神的体力的なタフさにはいつも驚かされます。各国における法体系の多様性や法曹の思考方法、法律問題に対するアプローチについても国ごとに千差万別であることを活動を通じて学ぶことができ、有意義な発見や経験をすることができています。

以上のようなAIJAの活動ですが、日本からの若手法曹の参加は著しく少ない状況です(例えば、2011年の年次総会への参加者は全体で500名以上いたのに対して、日本からの参加者は1名だけでした)。AIJAの会員と話をしていくと、各国弁護士が持つ日本の経済や文化に対する尊敬や関心は極めて高いことを強く感じますが、他方で、日本の法曹に対する距離感は決して近くではなく、日本の法制度に対する理解もあまり持たれていない印象を受けます。その意味では、日本の若手法曹がAIJAのような活動に多数参加し、各国の法曹と活発に交流し、信頼関係を築くことはとても意義があります。また、AIJAの中では、現在、アジア地域が非常に注目を浴びていますが、アジア諸国の中で日本の法曹が中心的な役割を果たすことが重要な思います。もっとも、AIJAのような国際協会の活動への参加は、会議費用や交通費等もかかり、若手法曹にとっては決して容易ではありません。しかしながら、他国からの若手法曹は、所属事務所その他の支援を得て参加している者が多くいるようですので、日本においても、今後、国際協会への参加の重要性が一層認識され、事務所や弁護士会等の支援の中で、若手法曹が国際協会の活動に参加でき、他国の法曹との信頼関係を築く機会に広く恵まれるようになればと願っています。